

中山間地域で農業をしている人たちを支援しています 中山間地域等直接支払制度

中山間地域の農業・農村は、水源のかん養、洪水の防止、土壌の浸食・崩壊の防止、心身のリフレッシュなど多面的な機能を持ち、多くの人々の生命や財産、豊かな暮らしを守っています。

しかし、過疎・高齢化が進み、また、傾斜地が多いなど生産条件の不利性から、担い手の減少、耕作されない農地が増えることなどにより、この多面的な機能が低下しています。

そこで、中山間地域の多面的な機能を維持し、中山間地域で農業をしている人たちを支援するため平成12年度に誕生したのがこの「中山間地域等直接支払制度」です。具体的には、国と県および市が「今後も農業を続けていきます」と約束する人たちに直接交付金を支払うことで支援するものです。

傾斜など一定の条件に該当する1ヘクタール(100アール)以上の農地で、グループ(集落)ごとに活動計画「集落協定」を作成し、平成17年度から5年以上継続して農業生産活動などを行うグループ(集落)に平成21年度まで交付されます。

交付単価

地目	区分	基礎単価 (10a当たりの単価)	体制整備単価 (10a当たりの単価)
田	急傾斜	16,800円	21,000円
	緩傾斜	6,400円	8,000円
畑	急傾斜	9,200円	11,500円
	緩傾斜	2,800円	3,500円

基礎単価

集落協定に基づき、集落の将来像を明確化した活動計画のもとでの農業生産活動等に取り組む場合の交付単価

体制整備単価

基礎単価の行為に加え、一定の要件の下での農用地保全体制の整備(必須要件)や地域の実情に即した農業生産活動等の継続に向けた活動(選択的必須要件)に取り組む場合の交付単価

—五條市の実施状況—

平成19年度の実施状況を次のとおり公表します。

◎集落協定の締結状況

	協定締結数	協定参加者数	協定農用地面積	交付対象農用地面積	交付金総額
基礎単価	26	389	237ha	175ha	17,137千円
体制整備単価	95	2,187	1,789ha	1,362ha	160,852千円
合計	121	2,576	2,062ha	1,537ha	177,989千円
1集落協定あたりの参加者数	21.3人				
1集落あたりの協定農用地面積	16.7ha				
1集落あたりの交付対象農用地面積	12.7ha				
参加農業者の1人あたりの協定農用地面積	0.8ha				
参加農業者の1人あたりの交付対象農用地面積	0.6ha				
1集落あたりの交付金額	1,471千円				
参加農業者1人あたりの交付金額	69千円				

◎交付金負担区分(単価：円)

	交付金(国費)	交付金(県費)	市町村費	総額
基礎単価	8,568,443	4,284,209	4,284,255	17,136,907
体制整備単価	80,426,247	40,213,094	40,213,227	160,852,568
合計	88,994,690	44,497,303	44,497,482	177,989,475

◎集落協定に基づき行われる活動【必須要件】

○農業生産活動等として取り組む事項

	項目	左の項目を選択した集落
農用地に関する事項	①借地権の設置・農作業の受委託	4
	②-a 既耕作放棄地の復旧	0
	②-b 既耕作放棄地の林地化	0
	③既耕作放棄地保全管理	5
	④農地法面点検	101
	⑤鳥獣害被害防止対策	16
	⑥限界農地の林地化	0
	⑦簡易基盤整備	6
水路・農道の管理等	⑧その他	0
	①水路管理	102
	②農道管理	118
	③その他	6

○多面的機能を増進する活動として取り組む事項

項目	左の項目を選択した集落
①周辺林地の下草刈り	96
②-a 棚田オーナー制度	0
②-b 市民農園等	3
③景観作物	23
④土壌流亡配慮営農	4
⑤体験民宿(グリーンツーリズム)	0
⑥魚類・昆虫類保護	0
⑦鳥類の餌場の確保	1
⑧祖传的畜産	0
⑨-a 堆きゅう肥の施肥	3
⑨-b 拮抗作物の利用	0
⑨-c 合鴨・鯉の利用	1
⑨-d 輪作の徹底	0
⑨-e 緑肥作物の作付け	0
⑩その他	2

【選択的必須要件】

○生産性・収益向上に関する目標

項目	左の項目を選択した集落
①機械・農作業の共同化	75
②高付加価値型農業の実践	6
③地場産農作物等の加工・販売	2

○担い手育成に関する目標

項目	左の項目を選択した集落
①新規就農者の確保	26
②認定農業者の育成	44
③担い手への農地集積	0
④担い手への農作業の委託	0

○多面的機能の発揮に関する目標

項目	左の項目を選択した集落
①保健休養機能を活かした都市住民等との交流	4
②自然生態系の保全に関する学校教育等との連携	13
③多面的機能の持続的発揮に向けた非農家・他集落等との連携	29

■問合せ先 農林商工観光課 ☎(内線272、390)